

VOL. 1 ニューカマーと
よばれる人びとの人権

①世界人権問題研究センター 研究第三部長
京都市立芸術大学客員教授

仲尾 宏

1

VOL. 2 未来を守るために
―薬害肝炎訴訟・原告の思い―

九州大学大学院法学研究科教授

内田 博文

3

VOL. 3 障害者権利条約
―障害者の権利に関する新たな展開―

①世界人権問題研究センター 研究第一部長
神戸大学大学院法学研究科教授

坂元 茂樹

5

VOL. 4 結婚差別の今、その乗り越え方

①世界人権問題研究センター 嘱託研究員
京都府立大学准教授

伊藤 悦子

7

VOL. 5 外国人介護士の人権問題

①世界人権問題研究センター 嘱託研究員
慶応大学非常勤講師

安里 和晃

9

VOL. 6 子どもの人権を尊重する
まちづくり

①世界人権問題研究センター 嘱託研究員
京都府立大学文学部専任講師

住友 剛

11

VOL. 7 ソーシャルインクルージョン
―薬物依存症からの回復支援について―

薬物依存症からの回復を促すプログラム
実行指導

正木 恵子

13

VOL. 8 高齢社会と女性の貧困化

①世界人権問題研究センター 実務研究員
大阪府立大学名誉教授

竹中 恵美子

15

VOL. 9 メディア・リテラシー

①世界人権問題研究センター 所長
京都大学名誉教授

安藤 仁介

17

VOL. 10 いのちの尊厳

①世界人権問題研究センター 理事長
京都大学名誉教授

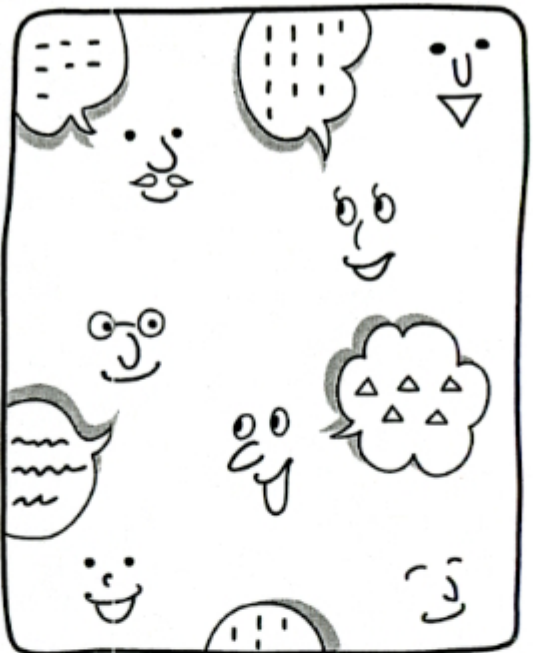
上田 正昭

19

(財)世界人権問題研究センター 研究第三部長・京都造形芸術大学客員教授 仲尾 宏

今、世界と日本はグローバル化の波の中、自国を離れて仕事や勉強をしたり、家族ともども外国で暮らす人がとても増加しています。日本人も数十万人が海外で暮らしていますが、日本では二〇八万人の外国籍の人が暮らしています。

京都府域では約五万五千人、そのうち戦前から日本に來ていた在日コリアンとその子孫をのぞくニューカマーとよばれる人の数は二万三千人です。そのうち中国や韓国から来た人が多く、それ以外ではフィリピンから来た人がそれに次いでいます。この人たちは日本に永住を希望している人もあれば、やがて国に帰る人もいます。



けれども日本に滞在している間、私たち日本人と同じく日常生活でおきるさまざまな問題をかかえています。たとえば病気になる時、症状を訴えても正しく理解してもらえない医療機関やお医者さんが身近にいるか、どうか。また子どもを日本の学校に行かせている場合、その子が日本語による学習についていけるか、どうか、また将来の進路はどうなるか。日本社会で受け入れられるだろうか、という不安があります。

全国の事例をみても、中国から帰ってきたいわゆる「残留孤児」とその家族の方々を含めて、日本語が不自由なために不就学になったり、高校へ行けない子どもが増加しています。子どもは世界のどこに暮らしていても教育を受ける権利があります。それを叶えるために、親、学校、地域の協力が必要です。

また日本人と結婚した外国人女性が夫やその家族から「お前は日本のことが分かっていない」といわれDVを受けたり、別居、離婚を強いられることもしばしばみられます。とりわけ事実上婚姻関係が破綻していると入管が判断すれば、その女性は在留資格を失って家族と別れて国外退去を強制される、というケースも起きています。

国際人権規約はだれでも、いつでも自国を離れて暮らす人々の人権が守られること、政府機関はそれを保障する義務があるのとべています。わたしたちの身の回りに暮らしている外国から来た人を、日本人と同じく人権が守られるべき人々であると考えてみましょう。

九州大学大学院法学研究院教授 内田 博文

法学の授業にC型肝炎九州訴訟の原告、山口美智子さんにお越しいただいた。次男を出産した後、急性肝炎と診断された。自覚症状はなく、小学校教諭を続けた。肝硬変に悪化するのではとの不安は消えなかった。子どもが成長するまで一年でも長生きしたい。その思いから、自費でインターフェロン治療に踏み切った。高熱や吐き気、脱毛などの副作用に苦しみ、永年勤めた教諭も辞職した。原因が出産の際、止血剤として投与された血液製剤であることを報道等で知った山口さんは原告に加わる決心をした。僕が生まれてこなかったら、お母さんが肝

炎になることはなかったと作文に書いた次男も応援してくれた。

「汚染された血液製剤を投与されてC型肝炎ウイルスに感染してしまうなんて、絶望的な気持ちだったに違いない。ありません。それなのに、山口さんは必死に法廷で戦う決心をなさって、子どもを育てながら、力強く生きていらっしゃいました。長期にわたる裁判によって、身も心も疲れ果てているはずです。しかし、勝訴を求めて、今も闘っておられます。訴訟の目的が、彼女自身が救われることではなく、彼女のような被害者を二度と出さない

ように、きちんとした環境を国に作ってもらうことだと知って、胸が熱くなりました。大きな組織にひるむことなく、未来の人のために、同じC型肝炎の人たちと力を合わせて闘う彼女の姿勢を見習いたいと強く思いました。薬害訴訟は日本国民の将来に大きく関与することであるのに、そのことすら考えていなかった自分が本当に恥ずかしい。自分たちの未来を守るために争ってくれている方々を支援すらしていない自分がひどく嫌である。」
こんな感想が受講生から寄せられた。病んだ身で、猛暑の日も底冷えのする日も、和解による患者全員の救済に向けて、国などとの交渉の先頭に立つ。こんな元教諭にとって、家族に続く支えは学生の支援だという。



(財)世界人権問題研究センター研究第一部長・神戸大学大学院法学研究科教授 坂元 茂樹

昨年十二月、国連総会で障害者権利条約が採択されました。条約の起草にあたっては、国際障害コーカス(★)がNGOとして参加し重要な役割を演じました。「私たちを抜きに、私たちのことを決めるな」を合言葉に、当事者である障害者たちが積極的に会議に参加し、各国は障害者から「障害」について学びながら条約を作成しました。

何をもって「障害」と考えるかについては、二つの基本的な考え方の対立があります。一つはメディカルモデルといわれるもので、身体的、精神的、知的な機能障害を「障害」と捉える考え方です。もう一つはソーシャル

モデルといわれるもので、社会が個人に対して一定の基準を要求することで生じる社会的障壁や態度を「障害」と捉える考え方です。前者は「障害」を個人の問題と捉え、障害者を福祉の対象とします。後者は「障害」を社会のあり方の問題と捉え、障害者の権利保障や差別禁止の社会的実現をめざします。

障害者権利条約は、障害とは機能障害だけではなく、物理的環境や人びとの態度という社会障壁との相互作用によって生じるとの立場を採用し、この二つの考え方を融合させました。条約では、障害者は単なる福祉の対象ではなく権利の主体と位置づけられています。

条約は、障害者の社会参加を促進するために、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限を差別とし、合理的配慮(車椅子利用者のためのスロープの設置など)を行わないことを差別に含めています(二二条)。さらに、社会全体の意識向上の必要性(八条)や、障害者が自由に公共サービスや必要な情報を入手できるためのアクセシビリティの保障(九条)を、また教育現場でのインクルーシブな教育(わからない教育)の必要性(二四条)を規定しています。

われわれの社会が、障害の有無にかかわらず、すべての人にとって住みやすい社会であるために何をなすべきか、そのための多くの課題をこの条約は示しているといえます。

★国際的な障害者団体のネットワーク

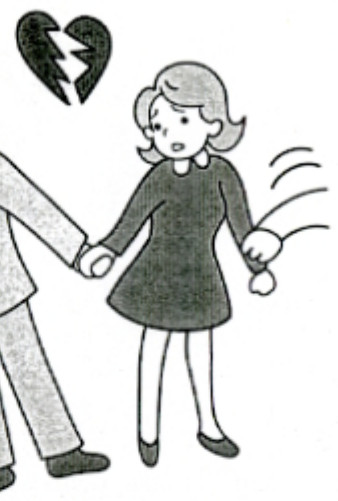


(財)世界人権問題研究センター 専任研究員・京都教育大学教授 伊藤 悦子

同和問題をめぐる最後の難関が「結婚差別」である。日本国憲法第二四条で「婚姻は両性の合意のみに基づいて成立し」とされているにもかかわらず、同和地区出身を理由に結婚に反対する人々が後をたたない。少し前になるが、平成十五(二〇〇三)年京都市において、結婚相手の父親が同和地区出身であることから結婚に反対するという差別事件が起きている。これは氷山の一角で、結婚に関する差別は公になるものが少ないだけで、実際にはきわめて多い。

ただし、近年の実態調査では結婚の形態は同和地区出身者同士よりも地区出身者と地区外出身者との結婚が増

加し、二十代の場合、一〇組中七組近くが地区と地区外の結婚であることが明らかになっている。つまり、差別はあっても結局結婚しているカップルも多いということである。一九七〇年代以降日本社会全体の結婚が「見合結婚」から「恋愛結婚」に移行し、しかも地区改善が進む中で地区出身者が教育や労働の面で地区外の人々とも交流できる条件が整い、結婚相手として出会う機会が増えた。その結果として地区出身者と地区外出身者が恋愛結婚している割合が高まったのである。かつてはあまりに結婚差別が厳しく、地区出身者同士の結婚しか考えられなかったという状況からみれば事態は大きく変わっており、結婚問題は乗り越えられつつあるといえよう。



しかし、地区出身者と地区外出身者との結婚増加は、結婚に際して結婚反対や差別的対応に出会う機会が増えることも意味している。地区出身者はもちろん理不尽な事態に直面して苦しむことになるが、結婚相手の地区外の人々は家族から反対されて孤立無援になる場合もある。その際、結婚当事者の二人が「結婚差別はおかしい」と毅然といえることが必要であるが、世の中正しいことを正しいと孤立無援で言える人はかりではない。

同和教育は差別と戦える強い人間を育てようとしてきたし、それは間違っていないと思うが、一方で弱い人間もいることを前提にした同和問題の取組が求められている。それは同和問題を考え話し合える集団であったり、場作りである。「結婚差別はおかしい」という包囲網を作ることが今こそ求められているといえよう。

(財)世界人権問題研究センター 嘱託研究員・慶谷大学非常勤講師 安里 和晃

日本政府は二〇〇六年フィリピンと、今年はインドネシアとそれぞれ経済連携協定を結び、日本は看護師と介護福祉士候補者を受け入れることが決まった。受け入れ時期は未定だが、それぞれから看護師候補者を二年で四百人、介護福祉士候補者を六百人の合計千人ずつ受け入れられる。

ここではすでに外国人介護士が導入されているシンガポールと台湾を参考にしてみたい。シンガポールでは施設介護に従事するほぼ一〇〇%、台湾では約三〇%が外国人である。意外なことだが、外国人労働者に対する評価は総じて高い。言語の違いは大きな問題だが、離職率

の低さ、休日出勤をいとわないこと、勤勉であることが高い評価の主な理由である。

しかし、高い評価の裏には労働者の借金問題があることを指摘しておかなければならない。介護士の賃金が月七万円弱の台湾の場合、約三十万円の幹旋料が、また賃金が約三万円弱のシンガポールの場合は約十万円の幹旋料が必要である。つまり賃金の四ヵ月分が幹旋料に相当することとなり、借金をして出稼ぎに出る者も多い。

借金の返済、実家への仕送りの期待に応えることが、出稼ぎ労働者の心理的なプレッシャーとして重くのしかかるが、このことが彼女らを従順で勤勉な労働者へと過

度に転換させる。たまたま悪質な雇用主の下で雇用されても、労働者は雇用主の変更が容易でないため辞めることもできない。特に出稼ぎ初期には生活適応、職務への適応、ホームシックも重なり、サポート体制が必要になる。具体的には雇用契約にもとづいた労働時間の遵守や賃金支払いだけでなく、十分な休養・自由時間の確保、食文化の違いや宗教上の配慮も必要になる。就業上においてもスタッフ間のコミュニケーションのとり方、指揮命令のあり方も見直さなければならぬであろう。

日本では福祉分野での外国人労働者の導入が、介護の質の低下を招くのではないかと懸念されている。したがって、言語能力や技術の向上は当然重要だが、どのように受け入れれば、働く者の能力を十分に発揮できるかも重要であり、受け入れ側のマネジメント能力が問われている。



(財)世界人権問題研究センター 嘱託研究員・京都精華大学人文学部専任講師 住友 剛

兵庫県川西市には、「子どもの人権オンブズパーソン条例」がある。

この条例にもとづくオンブズパーソン制度が一九九九年にできて、今年で八年目。制度発足以来、市長が任命するオンブズパーソンとこれを補佐するスタッフが、市内の子どもの人権に関する諸問題について、年間延べ数百回にも及ぶ子どもを含めた市民からの相談に日々応じてきた。また、市内の子どもの人権侵害ケースに対して調査を実施し、市立学校園や市教委、市長部局などへ、勧告・意見表明等の形で必要な措置を

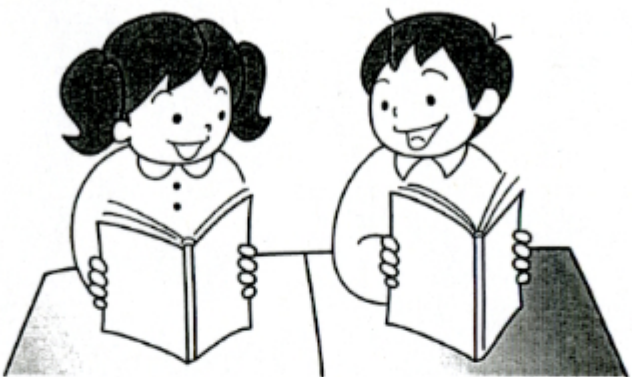
求め続けてきた。

ちなみに、川西市のような救済・擁護型かどうかはさておき、何らかの形で子どもの人権尊重のまちづくり実現に向けた条例を制定した自治体は、例えば川崎市(神奈川県)や多治見市(岐阜県)、東京都目黒区など、徐々に増えつつある。また、川西市のような地方自治体独自の制度の設置は、国連子どもの権利委員会の日本政府に対する総括所見(第二回、二〇〇四年)でも求められているところである。

さて、子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)

を日本が批准したのは、一九九四年。その頃、日本国内では中学生の「いじめ」自殺が相次いでいた頃で、同様のケースが生じる危機感を市教委関係者などが抱いたところから、兵庫県川西市の教育改革の取り組みと、子どもの人権オンブズパーソン条例制定への取り組みの両方が始まったという。

条約批准から十三年。もちろん、何もかもがうまくいったというわけではないだろうが、しかし、この十三年の間に、子どもの人権尊重の社会づくりに向けて、日本国内で地道な取り組みが行われてきた。今後はぜひ、こういった地道な取り組みをマスメディアなどが積極的に取り上げ、広く市民に知らせる取り組みをしていただきたい。



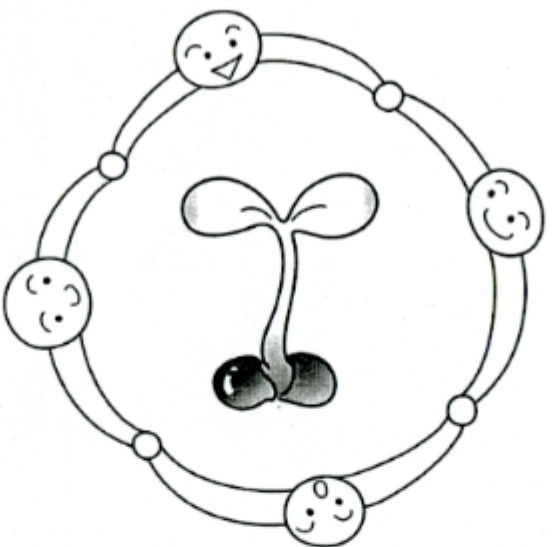
薬物依存症からの回復支援「フリーダム」・常任理事 正木 恵子

ソーシャルインクルージョンとは、社会から排除されがちな人を社会の中に包摂し、共生社会を目指す理念です。今回は薬物依存症からの回復支援について、ソーシャルインクルージョンの視点から述べさせてもらいたいです。

薬物依存症は、その多くが覚せい剤やシンナー等の違法薬物に起因するという理由で、非行・犯罪のレッテルを貼られ、当事者・家族はしばしば地域社会において、孤立を強いられました。こうした現状を少しでも打開するため、大阪ダルク支援センター（現フリーダム）

では、平成九年秋、当事者と家族向けの相談窓口*薬物依存電話相談」を開設しました。社会資源が都市部に偏在する現状の中、幅広い地域から多くの電話が寄せられています。ボランティアスタッフの研修を重ね、より直接的な援助が提供できるよう、家族向けの学習会「ファミリーサポート」等も立ち上げました。その一方で、措置所や留置場に当事者がメッセージを運ぶ*インターベンションプログラム」が地道に重ねられています。私は、援助専門職である保護観察官として奉職しつつ、ボランティアとしてこれらの活動に長年従事してき

ました。そこで学んだことは、援助者自身が回復への希望を捨てず、真摯な気持ちで、援助に向かうことの重要性です。加えて、周囲の温かい理解が当事者・家族の気持ちを支えてくれます。薬物依存症からの回復とは、ただ薬物の使用を止めるだけではなく、薬物を使わずにその人らしい人生を紡いでいくことです。健康な人も生き辛さを抱えた人も、共に生きる社会の実現を目指し、皆さまの温かい御理解をお願いいたします。



*薬物依存電話相談：毎週土曜日午後三時～七時
〇六一六三三〇一一一九六

*インターベンション：「介入」・個人と社会的環境の相互作用も視野に入れ、課題解決の目標に向けて、直接的に関わる援助活動。

(財)世界人権問題研究センター客員研究員・大阪市立大学名誉教授 竹中 恵美子

日本人の平均寿命は、男性で七十九歳、女性は八十五・八歳で、女性は二十二年連続で世界第一位を続けています。いまや人生百歳時代は、決して夢物語ではなくなってきました。

しかし事態は、それほど単純ではありません。今年度の『高齢社会白書』によれば、二〇五五年には、人口の40%が高齢者となり、うち七十五歳以上の占める割合は、二〇二七年で60%、独り高齢世帯は二〇〇〇年の6・5%から、二〇二五年には13・7%と倍増するとされています。こうした事態は、家族介護が、益々

困難になるだけでなく、高齢期の貧困問題をクローズアップすることになるでしょう。

何より深刻なのは、高齢女性の貧困問題です。二〇〇五年の生活保護受給者のうちで、六十五歳以上の者が四割を占め、そのうち60%は女性です(厚労省調査)。

単独高齢女性世帯の平均年所得は、一六一・七万円(二〇〇四年)で、男性のその七割にも及びません。

また、女性の厚生年金の平均支給額は、月一万円(二〇〇五年)で男性の60%弱です。その最大の原因は、若い時代の女性の働き方と密接に関連していま

す。たとえば、厚生年金・共済年金の保険期間が男性三十五〜四十三年、女性十五〜十七年と大きな格差があります。これらは、出産、子育て、介護などの家庭責任を女性が一手に負うことによる働き方の断続性や不安定性と密接に関係しています。

このことは、高齢女性の貧困問題の根本的な解決には、若い時代の女性の働き方、賃金、社会保障制度の改革なしには、不可能であることを示しています。とりわけ少子・高齢社会は、社会保障財源が膨大となる社会です。女性が税や社会保険料の免除者となる働き手としてではなく、その財源の担い手となりうるためにも、働く女性の雇用・賃金の均等待遇への取り組みは、差し迫った課題です。



(財)世界人権問題研究センター所長・京都大学名誉教授 安藤 仁介

この言葉聞くようになったのは、比較的最近のことです。もともと、日本語のカタカナには本来の使い方があります。また、外来語をやたらカタカナに置き換えて表現するやり方を好まない方もおられるでしょう。いずれにせよ、この言葉を私はつぎのように理解しています。

リテラシーという英語は「読み書きできる能力」、難しくいうと「識字能力」を意味します。あのタリバンが牛耳っていた当時のアフガニスタンでは、極端なイスラム原理主義のせいで、それまで学校に通っていた女生徒が通学を禁止されました。それがアフガニスタンの社会に与えたマイナスは計り知れません。このように、多くの国民が自国語を読み書きできる能力は、その国の民度を高めることに直結しています。

さて、メディア・リテラシーは、たんに識字能力だけではなく、「メディアを理解し、それを適切に活用する

能力」を意味します。ここでメディアというのはマス・メディア、つまり多くの人に情報を伝える新聞、ラジオ、テレビ、週刊誌ほかの雑誌類などを指し、マス・コミ(マス・コミュニケーション)といわれることもありえます。考え方によっては、映画、音楽なども似たような働きをします。これも難しくいうと、大衆に情報を伝えることを目的とした媒体がマス・メディアと呼ばれ、メディアの伝える情報を理解し、それを適切に活用する能力のことをメディア・リテラシーというのです。

ところで、メディア・リテラシーをめぐっては、いくつかの問題があります。第一に、マス・メディアの利用可能性が問題です。新聞・雑誌が手に入るためには、紙、印刷機、さらには入経路が確保されなければなりません。映画や音楽にとっては、フィルム、撮影機、映写機、映画館や楽器、演奏場所などが必要です。最近では、ゲーム用機器も必要なものに入るといえます。さらに

パソコンが文字、音など視聴覚を介した情報伝達機能を持つようになったので、パソコン所有の有無、また所有者のあいだでも操作の上手下手で差がつく現象をデジタル・ディバイド(digital divide)と呼んでいます。

第二に、メディアが伝える情報の中身が問題です。情報を受け取る人たちの興味本位にメディアが報道すれば、伝える情報が偏り、客観的な正確さが損なわれる危険があります。また、為政者が世論を操作するためにメディアを利用することは、独裁政治の国家だけでなく、民主的な政治体制の国家でも起こります。残念ながら、第二次大戦中の日本でもその傾向が見られましたし、現在でも自由な報道活動を制限している国家の数は決して少なくありません。

第三に、そして一番大切な問題は、どのような情報にせよ、それを受け取る人たちが情報を的確に分析し、その判断に基づいて適切に行動できるか、ということだと思います。メディアの流す情報が偏りがなく、適切な選択のために十分な情報量が確保できているか、こうした判断は結局、普段から私たち一人ひとりが個人として、また種々の集団の構成員として、できるかぎり広くかつ長い視野でものごとを見る訓練を積み重ねているか、にかかっていると考えるでしょう。



(財)世界人権問題研究センター理事長・京都大学名誉教授 上田 正昭

こころの教育がさかんに叫ばれていますが、ものが豊かになることが悪いわけではありません。「衣食足りて礼節を知る」(『管子』)と古くから言われてきましたが、「衣食足りて」礼節を知らなくなってきたことが問題です。

二〇〇四年のノーベル平和賞の受賞者であるケニアのワンガリ・マータイさんは、「日本には資源を効果的に利用していく文化があると思います」と前置きして、「もったいない」という日本語は「すばらしい価値観」を物語ると感動されました。

「もったいない」というやまとことばは、「宇治拾遺物語」や「源平盛衰記」あるいは「太平記」などにもみることが出来ます。「もったいない」というすばらしい日本語と並んで大切な言葉は、「おかげさま」です。「おかげ」の信仰は古い時代からありました。

人間は一人で生きているわけではありません。親子・夫婦・友人・知人、多くの人々との交わりの中で生活をいとんでいます。そしてはかり知ることのできない自然の恵みを受けて生きています。だから働ける者がその能力を発揮しなかったり、まだ使えるものを捨てたりすることを「もったいない」と表現してきたでしょう。そしてまた他の人々や自然への感謝を「おかげさま」と言いならわしてきたと言えましょう。

一九九四年一二月の国連第四九回総会は、「人権教育のための国連一〇年」を設定して、「あらゆる発達段階の人々、あらゆる社会階層の人々が、他の人々の尊厳について学ぶ」必要性を強調しました。生きとし生けるものには、すべてのいのちがあります。そのいのちの尊厳を自覚し、人間の幸せと自然との共生を目指す行動とそののりが人権文化です。「もったいない」、「おかげさまです」と、自然と共に人間のいのちを輝かすことが人権のみちにつながります。

